

## ○吹田市文化振興審議会規則

制 定 平成 18. 3. 31 規則 19

最近改正 平成 28. 4. 1 規則 24

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市文化振興基本条例（平成 18 年吹田市条例第 9 号）第 19 条第 8 項の規定に基づき、吹田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の委嘱）

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化の専門家 4 人以内
- (2) 学識経験者 4 人以内
- (3) 市民 2 人以内

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 審議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 3. 30 規則 33）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.31 規則24）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。